

政府調達に関する協定の基準額の改正について

政府調達に関する協定の基準額が改正され、平成24年度及び25年度に締結する調達契約について、下記の基準額を適用することとなりました。

記

1 政府調達協定の適用基準額は、次のとおりです。

区 分	平成24・25年度	(参考) 平成22・23年度
物品等の調達契約	2,500万円	3,000万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	19億4,000万円	23億円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	1億9,000万円	2億3,000万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	2,500万円	3,000万円

2 平成24・25年度の適用基準額は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に締結される調達契約について適用されます。

3 予定価格（税込）が上記の適用基準額以上になる調達について、政府調達協定の適用を受けることとなります。